

2021年6月から受付開始

令和3年4月（2021年）
入学生用 授業料以外

1

「鳥取県高校生等奨学給付金」

令和3年度新入生に対する一部早期給付のご案内

（返還は不要）～申請には課税証明書等が必要です～

高等学校等に通う低所得者世帯（所得割非課税世帯等）を対象に、授業料以外の教育費として支給されます。通常の申請時期は7月ですが、希望される新入生の保護者の方に、前倒して4～6月の3ヶ月分を給付します。

- ！ 入学時に負担の多い新入生について、一部早期給付を行います。
- ！ 全額給付を受ける場合、2回申請が必要です。
- ！ 令和3年7月に通常の給付金（年額給付）があります。お急ぎでない方は、その時に申請してください。



○対象となる世帯

次の要件すべてに該当する世帯で、一部早期給付を希望される世帯です。

- ① 令和3年4月1日時点で令和2年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の世帯
又は生活保護の生業扶助受給世帯
※2回目の申請の際は、令和3年度の課税証明書等により確認します。
- ② 保護者、親権者等が鳥取県内に在住
- ③ 就学支援金支給対象である学校（高等学校、高等専門学校、専修学校高等課程、高等学校専攻科等）に在学する新1年生がいる世帯
※特別支援学校高等部生徒及び児童入所施設入所生徒は除きます。

○給付金額

支給対象者		支給額		
		4～6月分	7～3月分	合計
生活保護の生業扶助受給世帯 (通信制在学者も同額)	国公立	8,075円	24,225円	32,300円
	私立	13,150円	39,450円	52,600円
生活保護受給世帯以外				
通信制以外かつ高等学校等専攻科以外				
第1子の高校生等がいる世帯	国公立	27,525円	82,575円	110,100円
	私立	32,400円	97,200円	129,600円
15歳（中学生を除く）以上23歳未満の 扶養されている兄弟姉妹がいる世帯で、 第2子以降の高校生等がいる世帯	国公立	35,425円	106,275円	141,700円
	私立	37,500円	112,500円	150,000円
通信制の高等学校又は高等学校等専攻科				
高校生等がいる世帯	国公立	12,125円	36,375円	48,500円
	私立	12,525円	37,575円	50,100円

○申請手続き

- (1) **県内**の高校等に在学している高校生等のいる世帯
在学している学校から申請書を受け取るか、県のホームページから申請書をダウンロードしてください。
- (2) **県外**の高校等に在学している高校生等のいる世帯
県のホームページから申請書をダウンロードするか、県育英奨学室へ申請書の送付を依頼してください。
ホームページ：<https://www.pref.tottori.lg.jp/ikueishougaku/>

○提出書類

期限までに世帯区分に応じた次の書類を提出してください。 ※申請者は高校生等の保護者等です。

生活保護（生業扶助）受給世帯

- (1) 鳥取県高校生等奨学給付金受給申請書（様式第1-1号又は様式第1-2号）
- (2) 生活保護法第36条の規定による生業扶助（高等学校就学費）受給証明書
※令和3年4月1日時点の生業扶助の受給状況が確認できる場合は、生活保護受給証明書でも可。
- (3) 在学等証明書（様式第4号）
※県外高校通学者用。令和3年4月1日時点の在学を証明する書類。学校の発行する様式でも可。

道府県民税及び市町村民税の所得割が非課税である世帯

- (1) 鳥取県高校生等奨学給付金受給申請書（様式第1-1号又は様式第1-2号）
- (2) 保護者等全員分の令和2年度における道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が確認できる書類（課税証明書等）
- (3) 対象となる新1年生の生徒及び当該世帯に扶養されている15歳（中学生を除く）以上23歳未満の兄弟姉妹全員の健康保険証の写し（被保険者等記号・番号等にマスキングを施したもの）
- (4) 在学等証明書（様式第4号）
※県外高校通学者用。令和3年4月1日時点の在学を証明する書類。学校の発行する様式でも可。

○提出期限・提出先

提出期限：令和3年6月28日（月）16時 厳守
提出場所：米子白鳳高校 事務室

※2回目（7～3月分相当額の給付）の申請は、申請時期が7月になります。

詳しくはお問い合わせください

鳥取県教育委員会事務局人権教育課 育英奨学室

電話：0857-26-7541

メール：jinkenkyouiku@pref.tottori.lg.jp

2021年6月から受付開始

令和3年4月（2021年）
入学生用 授業料以外

②

チラシ①に該当する方はチラシ②には該当しません。

「鳥取県高校生等奨学給付金」

令和3年度新入生のうち新型コロナウイルス感染症による家計急変世帯に対する一部早期給付のご案内

（返還は不要）～申請には課税証明書等が必要です～

新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、保護者等の収入が激減した世帯を対象に、授業料以外の教育費として支給します。その中で令和3年4月までに家計が急変し希望される世帯に対し、4～6月分の3ヶ月を前倒して給付します。

- ！ 入学時に負担の多い新入生について、一部早期給付を行います。
- ！ 全額給付を受ける場合、7月に2回目の申請が必要です。
- ！ 「7月までに家計が急変した世帯」を対象とした給付金（年額給付）の募集が7月にあります。お急ぎでない方は、その時に申請してください。



○対象となる世帯

次の要件すべてに該当する世帯で、一部早期給付を希望される世帯です。

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により、保護者等の収入が「道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税」の世帯に相当すると認められる世帯
 - ②保護者、親権者等が鳥取県内に在住
 - ③就学支援金支給対象である学校（高等学校、高等専門学校、専修学校高等課程、高等学校専攻科等）に在学する新1年生がいる世帯
- ※特別支援学校高等部生徒及び児童入所施設入所生徒は除きます。

家計急変世帯	この表に該当しない場合はご相談ください。		
道府県民税及び市町村民税所得割額の合算額の見込みが非課税に相当する世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
	2,214,286円未満	2,714,286円未満	3,214,286円未満

○給付金額

支給対象者	支給額			
	4～6月分	7～3月分	合計	
道府県民税及び市町村民税の所得割が非課税相当となる世帯				
通信制以外かつ高等学校等専攻科以外				
第1子の高校生等がいる世帯	国公立	27,525円	82,575円	110,100円
	私立	32,400円	97,200円	129,600円
15歳（中学生を除く）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯で、第2子以降の高校生等がいる世帯	国公立	35,425円	106,275円	141,700円
	私立	37,500円	112,500円	150,000円
通信制の高等学校又は高等学校等専攻科				
高校生等がいる世帯	国公立	12,125円	36,375円	48,500円
	私立	12,525円	37,575円	50,100円

○申請手続き

- (1) **県内**の高校等に在学している高校生等のいる世帯
在学している学校から申請書を受け取るか、県のホームページから申請書をダウンロードしてください。
- (2) **県外**の高校等に在学している高校生等のいる世帯
県のホームページから申請書をダウンロードするか、県育英奨学室へ申請書の送付を依頼してください。

ホームページ：<https://www.pref.tottori.lg.jp/ikueishougaku/>

○提出書類

期限までに次の書類を提出してください。

※申請者は高校生等の保護者等です。

道府県民税及び市町村民税の所得割が非課税相当である世帯

- (1) 鳥取県高校生等奨学給付金受給申請書（様式第1-3号又は様式第1-4号）
- (2) 保護者等全員分の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税相当であると確認できる書類のうち、次のすべて（写し可）
 - ①保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類（離職票、雇用保険受給資格者証など）
 - ②家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類
 - ③扶養人数のわかる書類（扶養親族の記載が省略されていない保護者全員分の令和2年度の課税証明書等）
- (3) 対象となる新1年生の生徒及び当該世帯に扶養されている15歳（中学生を除く）以上23歳未満の兄弟姉妹全員の健康保険証の写し（被保険者等記号・番号等にマスキングを施したもの）
- (4) 在学等証明書（様式第4号）
※県外高校通学者用。令和3年4月1日時点の在学を証明する書類。学校の発行する様式でも可。

○提出期限・提出先

提出期限：令和3年6月28日（月）16時 厳守

提出場所：米子白鳳高校 事務室

※2回目（7～3月分相当額の給付）の申請は、申請時期が7月になります。

詳しくはお問い合わせください

鳥取県教育委員会事務局人権教育課 育英奨学室

電話：0857-26-7541

メール：jinkenkyouiku@pref.tottori.lg.jp